

平成27年 第2回
鹿沼市国民健康保険運営協議会
会 議 録

【日 時】 平成27年9月3日（木）
午前10時00分
【場 所】 鹿沼市御殿山会館
大会議室

平成27年第2回国保険運営協議会

【日 時】 平成27年9月3日（木） 午前10時00分開会

【場 所】 御殿山会館 大会議室

【出席した運営協議会委員】 次頁委員名簿のとおり

【議 長】 奈良部 実 会長

【審議事項等説明のために出席した市職員】

市民部長	山根 徹
財務部税務課長	藤野 元宏
財務部納税課長	齋藤 信一
市民部保険年金課長	早川 綾子
市民部保険年金課長補佐兼保険給付係長	高橋 学

【書 記】

市民部保険年金課保険給付係主任主事	木村 恵理子
-------------------	--------

【議 事】

(1) 会議録署名委員の指名について

【報告事項】

- (1) 平成26年度鹿沼市国民健康保険特別会計決算について
- (2) 国民健康保険制度改革の現状について

【その他】

【閉会】

No.	代表区分	出欠	氏名
1	被保険者を代表する委員	×	若 林 キ ミ
2	〃	×	須 田 陽 子
3	〃	○	柿 沼 一 郎
4	〃	○	安 生 賀 代 子
5	〃	○	川 島 孝 子
6	保険医等を代表する委員	○	下 妻 和 彦
7	〃	×	阿 邊 佐 知 子
8	〃	×	福 島 隆 夫
9	〃	×	宇 賀 神 浩 人
10	〃	○	畑 健 一
11	公益を代表する委員	○	鈴 木 重 雄
12	〃	○	奈 良 部 実
13	〃	×	神 山 壽 子
14	〃	○	船 生 哲 夫
15	〃	○	榎 本 幸 子
16	被用者保険等保険者を代表する委員	×	小 林 文 男
17	〃	○	大 谷 幸 男

◀ 開会 : 午前10時00分 ▶

1 開会

早川課長

2 あいさつ

早川課長：開会にあたりまして、奈良部会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長：皆様こんにちは。開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しいところ、平成27年第2回国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

ところで、朝夕は随分過ごしやすくなったものの、日中はなお厳しい暑さの続く毎日が続いているところであります。本当に今年の夏は、熱中症などのニュースが連日マスコミで報道されたところであり、皆様の体調も心配していたところですが、立場的に医療費の方もどうなのかと少し頭によぎったところであります。

さて、国保制度は、創設以来、地域医療の確保と地域住民の健康の保持増進に大きく貢献し、重要な役割を担ってきましたが、医療保険制度を取り巻く環境は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化等により医療費は増高し、また、国保の構造的な要因や国保税の収納率の低下も相まって、その財政運営は大変厳しい状況を余儀なくされております。

国におきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法が平成27年5月27日国会で可決・成立されました。

この改正により、30年度から都道府県が市町村とともに国保の共同保険者となります。

その役割分担は、都道府県が、財政運営の責任主体を担い、市町村は引き続き保険税の賦課・徴収や保険給付、資格管理、保健事業などを担うことになりました。

また、この運営の在り方の見直しに合わせて国による公費が拡充される見込みなので、国民健康保険制度の安定化が見込まれると考えられております。

市町村国保は現在、大きな変革の中にあると認識しており、制度改革に向け、今後、委員皆様との話し合いが益々重要となるものと認識しておりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議では、次第にありますように、平成26年度決算や国民健康保険制度の改革の現状などを予定していますので、よろしく願いいたします。

早川課長：ここで定期異動によりまして事務局が何人か変わりましたので、自己紹介いたします。

(山根部長、早川課長の挨拶)

早川課長：それでは、これから3番の議事に入る訳でございますが、本日の出席状況についてご報告いたします。

本日の出席委員数は10名であります。

鹿沼市国民健康保険規則第11条の規定により、委員定数17名の半数9名を満たしておりますので、本日の会議は成立いたしましたことをご報告します。

それでは、鹿沼市国民健康保険規則第9条の定めるところにより、奈良部会長に議長をお願いし、議事を進行していただきます。奈良部会長よろしく願いいたします。

3 議 事

会 長：それでは、会議を進行させていただきます。座ったままで失礼いたします。

(1) 会議録署名委員の選出について

議長の指名により、柿沼一郎委員、鈴木重雄委員を選出した。

4 報告事項(奈良部会長が引き続き議長となる)

(1)平成26年度鹿沼市国民健康保険特別会計決算について

高橋補佐：(1)平成26年度鹿沼市国民健康保険特別会計決算について説明

議 長：ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。平成26

年度の決算について、委員の皆様から、ご質問、ご意見がございましたら、発言を求めます。

船生委員：前回の税率改正時の国保運営協議会の際、国保税の引き上げについてご審議されましたが、国保税を引き上げない方がよいのではないかと、しかし国保運営上国保税を引き上げざるを得ない、それでは一般会計から繰り入れしようか等、運営協議会の皆さんも様々なご意見があったかと思えます。議会としましても賛成反対があり、中には審議せずに途中退出したという傾向もございましたが、私は引き上げはやむを得ないと考えているのですけれども、国保税を引き上げなかったときには国保運営上どのような影響や支障が出てくるのでしょうか。安定的な運営をされていると思いますが、なかなか市民は理解できない部分もあると思うので、国保税が高すぎるよね、という声を聞きます。やむを得ないという事を知ってもらうために、引き上げなかったらこういう大変なことになりますよ、というのを言わなくてはならないと思います。資料がない場合は、大体の数字で結構ですのでお伺いしたい。

高橋補佐：資料は今手元にないのですけれども、税率改正をした際の運営協議会で平成24年度に税率改正のご協議をお願いしたところですが、その中で事務局として説明したおおよその数字を思い出しながらお話をさせていただきたいと思えます。税率改正をしない場合に、平成24年度のお話でしたので、平成25年度と26年度の2年間で約11億円の不足が生じるだろうというその当時試算でお話しした経過があります。その11億円に見合った数字で当初の税率をお示したのですけれども、その税率ではかなり高かったという事で、一般会計から法定外の繰り入れをいたしまして税率の方を抑えていただけないかという事で今現在の税率に至っている状況でございます。その当時は医療費の方もかなり伸びているという事と先ほど説明の中にありました後期高齢者支援金、介護納付金等、他の制度に対する支援金でございますがこちらの方も伸びてくるだろうという推測の元で11億円ほどの不足が生じるということをご説明したと記憶しているところで

ございます。以上でございます。

船生委員：そういうわけでしたら、やむを得ないものと理解したいと思います。
ありがとうございました。

議長：大事なご意見ありがとうございました。その他ご質問がありましたらお願いします。

柿沼委員：3点質問をしたいのですが、まず資料1ページの歳入支出差引額7億円なのですが、毎年お伺いしているのですが、実質収支額はどれくらいの数字になるのでしょうか。この表の中で何をプラスして何をマイナスして大体いくらくらいになるのかをおおよそ説明していただきたい。

それから2ページの国保準備積立基金の残高が7億5334万円という事で、近年にない高い水準となりましたけれども、これからの予算執行、編成にあたって基金残高と一般会計からの繰入金の関係はどういう風に考えているのかを教えてください。

3点目はこの基金について、29年度末の時点でどのような金額や水準が望ましいのか、それとも県からそのことが示されているのかについて教えてください。同時に一番疑問なのは、この基金は30年度になると県に移管されてしまうのですか、とも思わないわけではないのです。その辺はどういうことになるのかということについてお聞きしたい。

高橋補佐：柿沼委員さんから3点ほどご質問を受けました。

まず1点目の平成26年度の実質収支額について金額の方と1ページの資料の中からどのような形でその金額が算出されるのかというご質問だと思うのですが、まず実質収支額の出し方ですが、前回か前々回ご説明させていただいたと記憶をしていますが、収支の差引額からその数字を計算していくという事になります。この713,965,299円からまず基金への繰入金や基金の積立金、前年度の繰越金はどうであったかの影響を見て、まず単年度

収支を計算いたします。この単年度収支から、また歳入の5番目の療養給付費等の当該年度と前年度の精算の金額を加味いたしまして、先ほど出した単年度収支から、その影響の分を加えるか引くか、交付金の計算条件によって変わるのですけれども、足すという事であれば単年度収支から足す、引くという事であればその単年度収支から引いて、最終的に法定外繰入金を引くという形で算出をするということになります。今のところ未確定ではないのかというお話があったのですが、療養給付費の負担金の精算についてはまだでございますので、正確な数字は今の段階ではお示しすることができません。大体の推測ということで、最初の単年度収支はおおむね3億9千300万円という事で考えているところで、そこから療養給付費の精算額が前年度と同じような形で影響があると考えた場合、最終的な実質収支額は約2億5千万円くらいではないかと考えているところでございます。具体的にこの数字とこの数字を当てはめてこの数字だということは今のところ言えないものですから、説明はこのような状況になりますのでご了解いただきたいと思います。

2番目のご質問については、国保準備積立基金の残高が7億5334万円となるという事で、予算執行・編成、基金残高と一般会計との関係についてのご質問なのですが、まず予算の執行段階においては今年度医療費の急激な増加がない限り、基金を取り崩しての運用とはならないと考えております。来年度からの予算編成につきましては、税額の伸びはこれから期待できない、医療費は伸びていくという事で、今までの基金を取り崩しての予算編成をするという事で考えてございます。できれば県への移行までは税率改正をすることなく、国保特別会計を運営していきたいと考えておりますので、一般会計からの繰入は継続していくものと考えております。

3番目のこの基金についてどのような金額が望ましいかと、30年度基金がどうなるのか、というご質問なのですが、まずこの基金については、今のところ国と県から移管にあたっての基金の適正水準は示されてはいないところでございます。ただ、以前から国の通知で療養給付費等の5%から25%が適正水準であるといわれております。25%はかなり多いと考えておりますので、29年度の県への移行時

期、移行時前には5%から10%、5億円から10億円程度があればよいのではないかと考えており、その金額をもって30年度からの県への移行に備えたいと考えております。30年度になったら市の基金はどうなるのか、というご質問なのですけれども、これから報告事項(2)の方でご説明はしたいと思うのですが、県の方で特別会計をまず新たに作ります。特別会計を作った上で、県の方でも市と同じように基金を作ります。県の基金の原資はどうか、ということになるのですけれども、それは国の方からお金を出すという事で基金を構成することになってございますので、市町から県の基金に対してお金を出すということはないと考えております。という事は、30年度から市の基金も今と同じような形で維持という事になっていくと思われま。以上で説明を終わります。

柿沼委員：3番目の質問は次の報告事項(2)の中で質問させていただきます。

1番目については、去年の時も実質収支額について質問しているのですけれども、この収入支出差引額の713,965,299円というのはこれからいろいろなものを足し引きしないと実際はわからないという事かと思うのですが、我々にはこれしか出していないという事で、もっとわかりやすく提示すべきではないかと去年も一昨年も言わせていただきました。去年は要望で資料の中に出してもらえないかとも言いましたが、今までと同じような資料しかなく、単年度収支についてどこの数字を足して引いたかの数字さえも提示されないというのはどういうことなのかわからないのですがね。委員さんにそういった資料を開示しない方がいいと思っているのではないのですか。

高橋補佐：今現在数字をお出しできないというのは、数字が確定していない部分がまだあるためです。

柿沼委員：わからないものはわからないという前提の元で質問しているので、わかっているものはこれとこれで、わからないものはこれですという形で、単年度収支で大体3億9千万円になります、という説明をしているという事はその根拠となるものは我々に説明できるのではないで

しょうか。それを質問しなくて済むよう、予め表の中に入れて開示してくださいと去年も要望していました。

高橋補佐：確かに単年度収支までは現在の数字等で導き出せます。その計算式を入れてその中に数字を入れ込んでいけば、ここからこのようにして、という部分がこの図表から出ます。ただ、かなり細かい計算式と数字等になるのですけれども、それでよろしいということであれば、これから掲載していきたいとは思いますが。かなり細かい数字にはなってしまうとは思いますが。

議 長：事務局の方でも柿沼委員の意向を聞いて、なるべくわかりやすいような方法でこれから示していただくようにお願いします。そういったことでよろしいでしょうか。

柿沼委員：いいです。

議 長：はい、わかりました。大分意見も出尽くしたようでございますので、これにて平成26年度鹿沼市国民健康保険特別会計決算を了承したいと思っておりますので次に進みます。

(2)国民健康保険制度改革の現状について

高橋補佐：(2) 国民健康保険制度改革の現状について説明

議 長：ありがとうございました。国民健康保険制度改革の現状について事務局から説明をいただいたわけでありますけれども、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

柿沼委員：先ほどの質問と絡んでいるのですけれども、さっきも質問したように、基金はどうなるのかご質問したところ、30年度の時点で5億円から10億円程度の基金がいいですね、というお話でしたよね。30年度以降一体基金は何に使うのですか。使う目的がないのではないで

しょうか。

高橋補佐：県でこれだけ金額を納めてください、という事で国保事業費納付金の金額が提示されます。その金額を市で用意できるのか、集められるのか、という問題が出てきます。この金額を集めなさいよ、というその金額を基本としてそれぞれの市町村の税率を決めていくというわけになるのですけれども、今の段階でいくら集めなさいという話はないのですが、仮に今の税率より上げなければならないような金額が提示された場合、そこで議論になるかと思われます。上がった税率でその納付金を納めるのか、今までの税率で抑えるのか、今までの税率で抑えた場合だと納める金額に不足が出ると思うのですね。その分を基金で当てようか、という運用の仕方も考えられるということになります。あとは、固められた税率で納められる状況でも、インフルエンザやいろいろな病気が流行り、急激に医療費が増加した場合等給付費が急に大きくなった場合は、予め決められた金額では対応できない状況も考えられますので、その場合不足した金額を基金で賄うという運用も考えられますので、引き続き基金の方は必要かなと考えているところでございます。

柿沼委員：出る方の説明はありましたが、入りの方はどうなるのでしょうか。つまり30年度以降鹿沼市の基金に対する入りは入ってくるのですか。

高橋補佐：基金の運用に関しましては、今現在特別会計でお金が余った場合に基金へ積み立てる形になりますので、それ以外で基金にお金を積み立てるとするのは、国と県からお金がかかるわけではないため、その状況は30年度になっても全く同じというように考えているところでございます。基金を積み立てるときには、特別会計で余剰金が出た時にその分を積み立てるという運用で考えております。基金への入りという事でよろしいんですね。

鈴木委員：たとえば30年以前で基金が10億円貯まったとして、30年度以降はその基金に入ってくる財源はないではないですか。

高橋補佐：それに対する財源については、今までと同じように特別会計で余った場合はそこに積み立てるという形になります。

柿沼委員：余るという事がよくわからない。

高橋補佐：余るというのは余剰が出て、積み立てる条件が生じた場合には今までどおりに積み立てるという形になります。

柿沼委員：つまり県から決められた徴収率などが絡んだ納付金がきますね。それ以上に集まったらその部分は基金の方に繰り入れとしましょう、という話ですか。

高橋補佐：余剰金が生じた場合ですから、生じなければ当然入らないのですけれども。

柿沼委員：つまり県から決められた金額に基づいて協議会で率とかを決めるわけですよ。ということは余ることをあまり予想しないですよ。保険料に関係してくるから。という事は余剰金で余してもわずかであって、ほとんどマイナスですよ。だから、今までのように基金にどんどん入ってくることはあまり考えられない。

高橋補佐：30年度以降は基金には入りづらいという構造になるという風に見ていただくようになります。

柿沼委員：もう一つ考えなくてはならないのは、課税畑も徴収畑もいるけれども、基金でカバーしてくれているから課税とか徴収の部分もおろぬいてもいいという発想になっては困る、という事も頭に踏まえていただかなければいけないと思います。
わかりました。

議長：国保制度というのは本当に複雑で難しい点がありますので、我々も

ですけれども事務局の方でもご苦勞も多いと思いますけれども、ひとつよろしくしていただければと思います。

下妻委員：先ほどの説明の中で、給付は県の方から直接給付金を連合会へ払えばもう少し楽になるのではないかと、我々も請求する側からすると、その方がもう少しシンプルになるのではないかと思います。5ページの比較を見ると、構造が二重になっただけでかえって事務の複雑化になっただけのような気がするのですけれども、連合と県とで直接調整して、県の方から直接給付金をお願いできればもっとシンプルになるのではないかと、と思います。

柿沼委員：県との協議の場でぜひ要望してほしいと思います。

高橋補佐：はい。

船生委員：マイナンバー制度がいよいよ始まりますが、事務自体はやりやすくなるのですか。

それともう一つ、県の運営協議会があるという事ですが、市長ではなくて、できるだけ各市町村から代表を、例えば会長等の代表を入れていただけると県の発想も聞けるし、スムーズにできるのではないかなと思います。ぜひとも県の方に要望をしていただきたいと思います。

高橋補佐：まず船生委員のマイナンバー制度について、国保の関係がどうなるか、というご質問なんですけれども、今のところ国保関係でサービスがよくなると考えられているのが、マイナンバーの中に国民健康保険証を組み込んでどうかと、今国で議論がなされているところなので、それについては、まだいろいろな議論があるという事で、必ずしもそうなるという風に決まっているわけではない状況にあるのでございます。場合によっては保険証もその中に組み込んで統一的に使えるようになるかもしれないという事になります。ただ、その場合私の考えになるのですけれども、社会保険の方も一緒に組み込んでもらわないとあまり役に立たないのではないかな、という個人的な考え

はございます。

あと、先ほど県の運協ができるという事で地域の代表を入れたらどうかという点につきましては、今後県等には要望の方はしていきたいと考えてございます。以上で終わります。

議 長：他に何かご意見はございませんか。それでは貴重なご意見を出していただき、ありがとうございました。本日、国民健康保険制度改革の現状について、を了承したいと思しますので、次に進みます。

次にその他ということで、事務局の方から何かありますか。

高橋補佐：特にございません。

議 長：事務局の方でその他の方は特にないという事で、

下妻委員：よろしいでしょうか。

議 長：はい。

下妻委員：この会議で直接関係があるかどうかわからないのですが、医療費抑制という事で、被保険者の方にジェネリック医薬品を推奨してください、というものが入っているではないですか。あれをみなさん結構気にしていらっしゃって、今回こういうものが来たのでジェネリック医薬品にしてください、という患者さんが現場ではいるという事をご報告しておきたいと思います。

議 長：それでは、本日の会議の事項は全て終わったわけですが、長時間にわたり慎重な審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

早川課長：長時間にわたり、奈良部会長には進行いただき、大変ありがとうございました。お疲れ様でした。本日は長時間にわたり、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成27年第2回 鹿沼市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。なお、次回の運営協議会は、当初予算の関係で来年の2月を予定しています。ご多忙のところ恐縮ですがよろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

《 閉会：11時10分 》

=====

この会議録の内容が相違ないことを証し、会長並びに会議録署名委員が、ここに署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____